示した。「現行の実践」とはPEGIの分類及びそれに基づく警告マークのことを意味し、民間業者が自主的に採用、事実上義務していた措置が法制化されることになる。

2008年11月24日に民間業者、民間団体、公的機関により、開設された情報サイトPédaGoJeuxは、親や教育関係者を対象にゲームに関する情報を提供している。

設立メンバーは、以下の団体・企業である。

家族担当省

1. 国民教育省管轄下のインターネット利用代表部（Délégation aux Usages de l'Internet、以下DUI）
2. 青少年向け教育的コンテンツ企画会社 Tralalere が 2007 年に設立したインターネットのリスクについての啓発情報サイト Internet Sans Crainte
3. インターネット権利フォーラム（Forum des droits sur l'internet、以下 FDI、2010年12月31日をもって解散）
4. 全国家族協会連合（UNAF）
5. インターネットにおける青少年保護活動を行なう非営利団体 Action Innocence
6. 娯楽ソフトウェア出版者組合（SELL）
7. マイクロソフト社青少年向け出版社 Bayard Presse が運営する情報サイト Vos questions de Parents ゲーム情報サイト JeuxOnLine
8. また常任委員として、以下の団体・企業が参与している。
9. ソフト企画出版会社 Némopolis 家族向けソーシャルサイト Famicity
10. 自由教育保護者連盟（Association des parents d'élèves de l'enseignement libre、以下Apel）
11. 両親の集いの場を提供するカフェ Le Café de l'École des Parents
12. 家族と子供のための見本市 Kidexpo（2006年創設、年1度開催）
13. 子供のため教育的遊びを推進する情報・インタラクティブサイト Cap-eveil.fr
14. インターネットアクセスサービスプロバイダ協会（Association des Fournisseurs d'Accès et de Services Internet =AFA）エレクトロニック・アーツ社
15. Défenseur des enfants（子供保護官、2011年3月29日に廃止、その役割は同年5月より人権擁護機関に引き継がれた）

3.2 韓国

(1) 映画に関する規制

1997年「青少年保護法」制定を通じてドイツ法制の影響を受けた青少年有害媒体物の制度が導入され、同年に映画振興法を使用して映画上映分類制が導入された。上映等級とは映像物等級委員会が映画の上映前にその映画の評価を分類して付与することにより、その映画を鑑賞することができる年齢を定めるものをいう。映画上映等級は映画の内容と映像などの表現程度に応じて、全年齢観覧可・12歳以上観覧可・15歳以上観覧可・18歳未満観覧不可・制限上映可の 5 等級に分類される。（映画やビデオの振興に関する法律施行令　第10条の2第1項）

＜全年齢観覧可：全ての年齢の人が観覧できる映画＞

1. テーマ及び内容の表現は観覧客の理解度を考慮し、情緒的な安定感及び健全な価値
2. 観と人格形成に役立つものにならなければならない。台詞の表現は社会的に一般化された卑語・俗語であっても乱用することは許されず、標準語に直さなければならない。
3. 映像の表現は煽情性と暴力性が限定、制限されるべきである。
4. その他に一般的に容認されていない特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は除外し、中立的な立場を取らなければならない。

＜12 歳以上観覧可：12 歳以上の人が観覧できる映画＞

1. テーマ及び内容の表現は情緒的な不安感を誘発したり、家庭教育と学校教育の根幹を阻害してはならない。
2. 台詞の表現は家族関係、対人関係及び教育課程等を通じて接することのできる水準のものに限られるべきであり、卑語・俗語は制限すべきである。
3. 映像の表現は扇情性と暴力性があってもその程度が間接的で軽微に描写される程度に限られるべきである。
4. その他に一般的に容認されていない特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は除外し、中立的な立場を取らなければならない。

＜15 歳以上観覧可：15 歳以上の人が観覧できる映画＞

1. テーマ及び内容の表現は情緒的に社会倫理、家族、学校及びこれに準ずる社会的まり等で習得した知識と経験から充分に理解できるものでなければならない。
2. 台詞の表現は家族関係、対人関係及び教育課程等を通じて接することのできる水準のものに限られるべきであり、低俗な悪口・誹謗・性的な描写は制限されるべきである。
3. 映像の表現は扇情性と暴力性があっても、その程度が制限的なものに限られるべきであり、精神的、肉体的に刺激を与えないように描写されなければならない。
4. その他に特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は社会通念上容認できる水準の表現に限られるべきである。

＜少年（18 歳未満）観覧不可：青少年は観覧できない映画＞

1. テーマ及び内容の表現は社会生活等で習得した知識と経験にはない内容、又は観覧客と一般人が理解できるもの。
2. 台詞の表現は情緒的、人格的に適切でない水準の低俗な悪口・誹謗・性的な言葉の使用が具体的に描写されているもの。
3. 映像の表現が扇情性と暴力性を過度に直接的で具体的に描写されているもの。
4. その他に特定の思想・宗教・風俗等に関する描写が具体的、主観的に表現されているもの。

＜制限上映可＞

上映及び広告・宣伝において一定の制限が必要な映画であり、次の各号の内容及び表現技法が反国家的・反社会的・非倫理的な内容のもので、国民情緒に悪影響を及ぼす恐れがあるもの。

1. 台詞の表現が社会的に弱い立場にある集団に対する軽蔑・侮辱等を目的に過度に用され、人間の普遍的な尊厳と価値を著しく損傷するもの。
2. 人間の身体を道具のような扱い方をし、残虐な表現をしたり、残酷なものを美化して犯罪を助長、扇動し、社会秩序を乱すもの。
3. 獣姦・近親相姦・乱交を具体的かつ露骨に表現したり、青少年を対象とした残虐な内容、性欲の刺激のみを追求し、美風良俗（美しく良い風習）を害するもの。
4. 客観的な事実に基づかず、友邦国家を意図的に敵対視する等、外国との正常な国交関係を害する恐れがあると判断されたもの。
5. その他正常な人間関係等を深く損傷する等、反国家的・反社会的の傾向が非常に濃い為、芸術的、文学的、教育的、科学的、社会的価値を著しく損傷すると認められるもの。

ただし、予告編･広告映画などの映画上映前に上映される映画は全年齢観覧可である場合に限り上映等級を分類することができたが、2012 年 8 月 18 日から予告編映画は全年齢観覧可、青少年観覧不可の分類を受けることができ、広告映画は全年齢観覧可にのみ上映等級を分類することができるように改正された。（映画やビデオの振興に関する法律第 29 条第 2 項）

1. 「大韓民国憲法」の民主的基本秩序の維持と人権の尊重に関する事項
2. 健全な家庭生活と子どもと青少年の保護に関する事項
3. 社会倫理の尊重に関する事項
4. 国家本来の独立性と外交関係の維持に関する事項
5. テーマと内容の暴力性、煽情性、反社会的行為等に関する事項
6. 人間の普遍的尊厳と社会的価値、善良の風俗及び国民感情に関する事項

映画上映等級の具体的な分類基準は、次の事項を考慮して定められる（映画やビデオの振興に関する法律第 29 条第 7 項）。

青少年を有害な各種の社会環境から保護･遮断し、健全な人格的存在として成長できるようにすることを目的とするため、1997 年 7 月から青少年保護法が実行されている。

青少年保護法では、映画･演劇･音楽等娯楽的観覧物の違反行為に関しての処罰について以下のように明記されている。

表 1-6 映画･演劇･音楽等娯楽的観覧物違反行為に関する法規制

対象	行為者	違反行為	違反時の処罰	課徴金
青少年有害表示不履行	経営者	第 13 条の規定に違反し青少年有害媒体物の青少年有害表示をしなかった者 ※第 13 条第 1 項：青少年有害媒体物には、青少年に有害な媒体物であることを表示しなければならない。	2 年以下の懲役、又は 1,000 万ウォン以下の罰金（法第 59 条第 1 号）	訂正命令対象（表示命令、表示方法変更命令）

表示毀損禁止違反	誰でも	第15条の規定に違反して青少年有害媒体物の青少年有害表示を毀損した者 ※第15条：誰でも第13条の規定による青少年有害表示及び第14条の規定による包装を毀損してはならない。	500万ウォン以下の罰金（法第60条）	-
青少年対象観覧提供など禁止違反	誰でも	営利を目的とし、第16条第1項の規定に違反した者 ※第16条第1項：青少年媒体物を販売·レンタル·配布したり、視聴·観覧·利用に提供しようとする者は、その相手方の年齢を確認しなければならず、青少年にこれを販売·レンタル·配布したり、視聴·観覧·利用に提供してはならない。	3年以下の懲役、又は2,000万ウォン以下の罰金（法第58条第1号）	違反回数ごとに 製造業者 ：1,000万ウォン 流通業者 ：100万ウォン

出典：

青少年有害環境媒体物制裁基準　2014年03月

釜山広域市女性家族政策課児童青少年担当室映画やビデオの振興に関する法律

http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=150708&efYd=20140729#0000

分野別審議基準　http://kmrb.or.kr/

青少年有害環境制裁基準　http://teen.busan.go.kr/03harmful/02_03_01.jsp

青少年保護法

http://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?docType=JO&lsNm=%EC%B2%AD%EC%86%8C%EB%85%84+%EB%B3%B4%ED%98%B8%EB%B2%95&joNo=001700000&languageType=KO&paras=1#AJAX

(2) ビデオに関する規制

ビデオを制作、又は配給（輸入を含む）する者は当該ビデオを供給する前に当該ビデオの内容に関し、映像物等級委員会から等級分類を受けなければならない。ビデオの等級分類は、テーマ、内容、台詞及び映像等を総合的に判断し、次の各号の基準によって等級を決定する（映画やビデオの振興に関する法律第50条）。

＜全年齢観覧可：全ての年齢の人が視聴できるビデオ＞

1. テーマ及び内容は情緒涵養及び健全な価値観形成に役立つものにならなければなない。
2. 映像の表現は煽情性と暴力性が限定、制限されるべきである。
3. 台詞等の字幕処理表現は一般化された卑語・俗語であっても乱用してはならない。
4. その他に一般的に容認されていない特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は除外し、中立的な立場を取らなければならない。

＜12 歳以上観覧可：12 歳以上の人が視聴できるビデオ＞

1. テーマ及び内容の表現は情緒的な不安感を誘発したり、家庭教育と学校教育の根幹を阻害してはならない。
2. 映像の表現は扇情性と暴力性があってもその程度が間接的で軽微に描写される程度に限られるべきである。
3. 台詞等字幕処理の表現は家族関係、対人関係及び教育課程等を通じて接することのできる水準のものに限られるべきであり、卑語・俗語は制限すべきである。
4. その他に一般的に容認されていない特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は除外し、中立的な立場を取らなければならない。

＜15 歳以上観覧可：15 歳以上の人が視聴できるビデオ＞

1. テーマ及び内容の表現は情緒的に社会倫理、家族、学校及びこれに準ずる社会的集まり等で習得した知識と経験から充分に理解できるものでなければならない。
2. 映像の表現は扇情性と暴力性があっても、その程度が制限的なものに限られるべきであり、精神的、肉体的な刺激を与えないように描写されなければならない。
3. 台詞等字幕処理の表現は家族関係、対人関係及び教育課程等を通じて接することのできる水準のものに限られるべきであり、低俗な悪口・誹謗・性的な描写は制限されるべきである。
4. その他に特定の思想・宗教・風俗等に関する描写は社会通念上容認できる水準の表現に限られるべきである。

＜青少年観覧不可：青少年は視聴できないビデオ＞

1. テーマ及び内容の表現は社会生活等で日常的に経験できないことでも、視聴者が映画上の状況として受け入れられるもの。
2. 映像の表現が扇情性と暴力性を過度に直接的で具体的に描写されているもの。
3. 台詞等字幕処理の表現は情緒的、人格的に適切でない水準の低俗な悪口・誹謗・性的な言葉の使用が具体的に描写されているもの。
4. その他に特定の思想・宗教・風俗等に関する描写が青少年の思考力等に悪影響を及ぼすもの。

(3) 音楽音盤に関する規制

青少年有害音盤の審議、決定、通知及び青少年対象の流通制限は 1997 年に制定された青少年保護法の規定（第 8 条など）に基づいて実施されている。それは、青少年のために健全で健康な成長の環境を造成して、青少年に有害な社会環境から青少年を保護するための措置である。

青少年有害音盤の審議決定過程は、まず、音楽作詞家、音楽評論家、音盤制作社、音源流通社など音楽業界の人事及び音盤制作社の代表、放送局 PD、メディア論説委員、歌謡審議委員、高校の校長先生など民間専門家 9 人で構成された「音盤審議委員会」で 1 次検討した後、第 2 段階で、学界、弁護士など民間委員 11 人で構成された「青少年保護委員会」で最終審議して決定している。

またこの過程で、該当音盤制作社と作詞家の立場も聴取するなど、当事者の意見も取り入れて、青少年保護委員会は提出された意見書を十分に検討し、その曲の歌詞の全体的な文脈を考慮して、青少年に有害性があるかどうかを深く議論して決定している。

青少年有害音盤審議基準は、該当音楽が青少年保護法に規定されている「青少年有害媒体物の審議基準」（青少年保護法第 10 条及び同法施行令第 7 条）に該当するかどうかを審議し、これに抵触する場合、青少年有害音楽に決定している。この過程で、公務員や民間委員の一人、二人の主観的、又は恣意的な判断で決定されることを防止するために、民間の専門家で構成された合議制の審議議決機関である「音盤審議委員会」と「青少年保護委員会」の 2 つの委員会で決定するように、関連法令等に規定されている。

審議を通じて決定告示された多くの曲は、青少年保護委員会など青少年保護法で規定されている審議基準と手続きに基づいて厳正に審査判断し、歌詞の内容原文の全体的な文脈が扇情的な表現であると判断して、小学生、中学生、高校生など、19 歳未満の青少年たちが聴くには適さない有害音楽に決定している。

青少年保護委員会で青少年有害媒体物に決定した音盤などは、女性家族部長官が青少年有害媒体物に告示している。

出典：
青少年有害媒体物である音楽・音楽ファイルの流通規制
http://oneclick.law.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=531&ccfNo=3&cciNo=3&cnpClsNo=2&menuType=qna

4. 放送

4.1　フランス

フランスでは、テレビ放送、ラジオ放送、その他電子通信等の視聴覚通信サービスは、独立行政機関視聴覚高等評議会（Conseil supérieur de l’audiovisuel、以下 CSA）の監督下に置かれている。

1982 年に制定された放送法は、「視聴覚コミュニケーションの自由」を宣言、フランスが長年堅持してきた放送の国家独占を廃止、民間の参入を促した。それに伴い、商業放送に対する許認可や、その他監督権限を政府から独立法人に移管するため、視聴覚コ

ミュニケーション最高機関（Haute autorité de la communication audiovisuel 、以下 HACA）が独立の規制機関として誕生した。1986 年、「通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号、通称レオタール法」が新たに制定され、HACA に代わり、コミュニケーションと自由のための国民委員会（Commission nationale de la communication et des libertés 、以下 CNCL）が設立される。更に、1989 年、「コミュニケーションの自由に関する、1986 年 9 月 30 日の法律」を改正し、1989 年 1 月 17 日の法律第 89-25 号が成立。CNCL は現在の CSA となり、CSA を構成する評議員及びその役割を以下に示す。

現在の評議員は 9 名で、大統領と上下両院の議長がそれぞれ 3 名を指名、任期は 6 年で、2 年毎に 3 名を入れ替える（2013 年の法改正により、大統領の指名 1 名、上下両院の議長の指名が各 3 名の計 7 名になる）。委員の独立性の保障の為、委員の兼職及び再任の禁止、法律の違憲審査機関である憲法院に似せて、制度上は高度な独立性が付与されている。CSA の任務は以下に示す通りである。

1. 公共行政機関・周波数庁（ANFR）との協力に基づき、放送用電波の監理・運用・周波数の割り当て
2. 放送局（地上波、衛星、ケーブル、ADSL など）との放映・放送の協定取り決めを含む許認可
3. 国土視聴覚委員会（Comités territoriaux de l’audiovisuel = CTA、海外領土を含む地方放送局を担当する CSA 地方部局にあたる）との協力体制で、番組の監視（意見潮流の表現の多元性、情報の正当性、児童・青少年保護、フランス文化擁護、等）。
4. 視聴覚メディア・オン・デマンド・サービスに関しては、放送倫理、未成年者保護、作品の制作と促進、商業的コミュニケーションの 4 分野に重きをおき、監視。又民間放送局によるラジオ放送で、最小限のフランス語の音楽を放送する義務が遂行されているか監視
5. 放送会社による義務違反に対する注意喚起、制裁
6. 立法参画、各種規則の制定
7. 公共放送企業の執行委員の任命、その他関連委員会の委員の指名（フランス国立視聴覚研究所の 4 名、映像作品分類委員会の 3 名、周波数庁の 1 名）

「通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号」は、「電子手段による公共コミュニケーションは自由である」が、その自由の行使は、「個人の尊厳、他者の自由と財産、思想・意見の潮流の表現の多元性を尊重する必要がある場合、また児童・青少年の保護、公序の維持、国防上の必要性、公共サービスからの要請、通信手段に固有の技術的制約、国内の視聴覚政策産業の発展のために必要とされる場合」には制限されるとしている（第 1 条）。また「CSA は、未成年者の身体的、精神的、道徳的成長を害するおそれのある番組が、制限された放送時間帯や即した技術によって未成年者が視聴不可の場合を除き、視聴覚コミュニケーションを通じて、公衆に供されないように監視する」と規定している（第 15 条）。

それに従い、CSA は全ての視聴覚通信サービスの事業者に対して、放送局としての義務が遂行され、情報の多元性や青少年保護に関する法律や規定が遵守されているか、全ての番組を監視している（事前の検閲はしない）。CSA に法律制定・改正の権限はないが、大統領府や議会の諮問機関として意見表明して、「指令」「官制」「催告」を発する役割を担う。CSA が発する指令、管制、催告に関しては、国務院（Conseil d'État）以外のいかなる政府機関も変更・破棄できないものされている。

CSA は、公営・私営テレビ局によって放映される番組の児童・思春期青少年保護に関して 1989 年 5 月 5 日に指令を発して、「視聴者の感受性を傷つけるような場面を含む青少年向け番組を放送しないこと」「6 時から 22 時半の時間帯に、扇情的な、又は暴力を教唆する番組、映画その他視聴覚作品を放送しないようにしなければならない。またそのような番組の予告編が 20 時半以前に放送されることなく、児童・思春期青少年に衝撃を与えるような場面を含まないようにすること」「視聴者、特に児童・思春期青少年に衝撃を与えるような番組を企画放映する時には、適宜、警告を表示しなければならないこと」を放送局に義務づけた。更に 2005 年、テレビ放送局に対する、青少年対象の警告と番組の分類に関して 2005 年 6 月 7 日に勧告を出し、映画作品がテレビで放映される場合、映像作品分類委員会のレイティングに合わせて、放送時間帯を指定している。

この勧告（2014 年 3 月 15 日最終改正）は、「放送局は、6 時から 22 時の時間帯において、心理的影響がある場合も含めて、暴力が紛争解決の唯一の手段として、あるいは激化した方法で継続的に表現されることのないように留意すること」（第 1 条第 1 項）、またそのために番組のレイティング、警告の表示、放送時間帯の制限を規定している。

カテゴリー1	警告なし：全ての年齢層が鑑賞可能。
カテゴリー2 	10 歳未満の未成年者の感受性を傷つける可能性のある場面が含まれる番組。
	放映の時間帯は、児童向け番組では放映されないことを了承済みとした上で、各局の判断に任される。
	警告マークは番組放映中を通して画面に表示されなければならず、また「10 歳未満の視聴は非推奨」の警告文は、番組冒頭に 1 分間以上画面下部に白字で表示、あるいは、番組放映前に 12 秒以上画面全体に表示しなければならない。
カテゴリー3 	12 歳未満鑑賞禁止の映画作品、12 歳未満の未成年者を動揺させる可能性のある番組、特に身体的・心理的暴力が繰り返される番組。
	映画チャンネル、ペイ・パー・ビューチャンネルでは、水曜日の 20 時半以前の放映禁止。その他のチャンネルでは、22 時以前の放映禁止。火曜日、金曜日、土曜日、祝前日、学休期の 20 時半以降の放映は例外的に認められる。 この例外措置は、第 1 条第 1 項を遵守する範囲内であれば、年間 16 番組（そのうち 12 歳未満禁止の映画作品は最大で 4 作品）まで放映することができる。
	警告マークは番組放映中を通して画面に表示されなければならず、また「12 歳未満の視聴は非推奨」もしくは文化省（映像作品分類委員会）で規定された作品の場合には「12 歳未満の視聴禁止」の警告文を、番組冒

	頭に 1 分間以上画面下部に白字で表示、あるいは、番組放映前、画面全体に 12 秒以上表示しなければならない。
カテゴリー4 	16 歳未満鑑賞禁止の映画作品、性的な描写や激しい暴力シーンで 16 歳未満の未成年者の身体的・精神的・道徳的成長を害する恐れのある番組。
	視聴者に警告を要した上で、映画チャンネル、ペイ・パー・ビューチャンネルにおいては 20 時半以降、その他のチャンネルにおいては、22 時半以降にのみ放映可能。
	警告マークは番組放映中を通して画面に表示されなければならず、また「16 歳未満の視聴は非推奨」もしくは文化省（映像作品分類委員会）で規定された作品の場合には「16 歳未満の視聴禁止」の警告文を、番組冒頭に 1 分間以上画面下部に白字で表示、あるいは、番組放映前、画面全体に 12 秒以上表示しなければならない。
カテゴリー5 	18 歳未満鑑賞禁止の映画作品、人生経験のある成人視聴者に限られる、ポルノ的描写や過度に激しい暴力シーンで、18 歳未満の未成年者の身体的・精神的・道徳的成長を害する恐れのある番組。
	このカテゴリーの番組は、2004 年 12 月 15 日の勧告にしたがい、0 時から 5 時の間のみ放映可能。
	警告マークは番組放映中を通して画面に表示されなければならず、また「18 歳未満の視聴は非推奨」もしくは文化省（映像作品分類委員会）で規定された作品の場合には「18 歳未満の視聴禁止」の警告文を、番組冒頭に 1 分間以上画面下部に白字で表示、あるいは、番組放映前、画面全体に 12 秒以上表示しなければならない。

CSA は厚生省保険総局（Direction générale de la santé 、以下 DGS）の 2008 年 4 月 16 日の意見書に基づき、3 歳以下の幼児にテレビを見せることは、その正常な成長を妨げかねないとして、テレビの影響、特に幼児向けとされている番組の影響から 3 歳以下の幼児の保護を目的とした 2008 年 7 月 22 日の CSA 議定書 2008-85 号を公表した。3 歳以下の幼児対象専用テレビ局以外は、3 歳以下の幼児を対象とする番組の放送、宣伝をすることを禁止している。また専用テレビ局は、「テレビ鑑賞は、たとえ、幼児を対象にした番組であっても、3 歳以下の幼児の成長の妨げになることがあります」という警告メッセージを表示しなければならず、衛生的、教育的番組、という文言で正当化して番組推進してはならないとしている。

また CSA は未成年者がテレビに出演することに関して、フランス本土ならびに海外県で放映されるテレビ番組における未成年の出演に関する 2007 年 4 月 17 日の議定書を提出した。それにより、未成年者を親権者の承諾なしにテレビに出演させてはならないこと、未成年者が事件について証言する際には、身元が明らかにならないように留意すること、などを取り決めた。

視聴覚メディア・オン・デマンド・サービス（Services de médias audiovisuels à la demande、以下 SMAD）に関しては、青少年視聴者の保護、視聴覚メディア・オン・デマンドサービスにおける番組の倫理とアクセシビリティに関する 2011 年 12 月 20 日の議定書 2011-64 号を発表し、視聴覚メディア・オン・デマンド・サービスに特化した規制を定めた。テレビ放映の番組レイティングと同様に、プログラムを 5 カテゴリーに分類、

対応する警告マークを表示すること、カテゴリー5 に分類されるプログラムに関しては、有料サービスでのみアクセスが可能で、暗証コードによる認証が必要なこと、等を規定した。

ラジオ放送に関しては、ラジオ放送における児童・思春期青少年保護に関する 2004 年 2 月 10 日の議定書を発表し、「6 時から 22 時半の時間帯には、16 歳未満の聴取者に衝撃を与える可能性のある番組を放送してはならない」とし、「ポルノ的なあるいは激しい暴力を扱う番組は、成人だけが聴取できることを確実にする技術的措置がないために、全面的に禁止」としている。

なお、CSA はアメリカの FCC 等のように通信に対する権限は持たない。現在それを狙っているのは 1996 年に設立された別の独立規制機関、電気通信郵便規制機関 ARCEP（Autorité de régulation des communications électroniques et des postes）である。

＜民間による規制＞

民間の非営利団体が CSA の諮問機関とされていることがしばしば見受けられる。2005 年、CSA に設置された「青少年視聴者専門家委員会（Comité d'experts du jeune public）」の委員には、インターネットにおける青少年保護活動を行なう非営利団体 Action Innocence の代表者、全国家族協会連合（UNAF）の代表者、子供とメディアに関する非営利団体（Collectif interassociatif Enfance et Média = CIEM）、及び民間の医師（児童精神科医、精神科医）が参与している。

4.2　韓国

規制

韓国におけるメディア規制は、保護主義的な傾向が見られ、政府が中心となって青少年保護の観点から有害メディアを組織的に規制している点が特徴的である。そして、このような組織的な規制を可能にしているのが、国家の法律である「青少年保護法」であると言える。この法律によると、青少年に有害であると判断された番組は、青少年視聴保護時間帯（平日は 7 時から 9 時と 13 時から 22 時、土･日、祝日及び学校の休み期間は 7 時から 22 時）の放送が禁止されている。

表 1-7　放送時間制限

区分	青少年視聴保護時間帯
平日	午前 7 時～午前 9 時、午後 13 時～午後 22 時
土曜日、日曜日	午前 7 時～午後 22 時
祝日、学校のお休み期間	午前 7 時～午後 22 時

（「青少年保護法」第 18 条及び「青少年保護法施行令」第 19 条第 1 項本文）

青少年有害媒体物として、「放送法」に基づく放送番組（報道番組は除く）と放送を利用する屋外広告物、商業広告宣伝物などの媒体物は、青少年視聴保護時間帯に放送してはいけない。ただし、「放送法」に基づく放送中の視聴者との契約によってチャンネルごとに対価を受けて提供する放送の場合は、午後 18 時～午後 22 時が青少年視聴保護時間帯になる。

5. 広告

5.1　フランス

フランスにおける広告規制は、消費法典、公衆衛星法典、刑法典に分散している。青少年保護に関する規制は、既述の「青少年向け出版物に関する 1949 年 7 月 16 日法」第 14 条では、「ポルノ的性質、あるいは犯罪や暴力、特定の個人やグループに対する差別や憎悪、個人の尊厳の侵害、麻薬や向精神薬の使用・所持・売買を煽動する可能性が危惧される内容で、青少年にとって脅威となる出版物」の「ポスターを使った広告」「内容見本を使った広告、告知や新聞掲載、潜在購入者に宛てた通達、ならびにラジオやテレビの放送を通じた広告」を禁止している。

学校教育機関では、長年にわたり、広告を禁じてきたが、2001 年 3 月 28 日の通達 2001-053 号（Circulaire no.2001 - 053 du 28 mars 2001）により、規制緩和された。「1986 年 9 月 30 日の法律第 27 条と 33 条の適用において、また広告、スポンサー、テレビショッピングに関する放送局の義務規定の一般原則が定められる。1992 年 3 月 27 日のデクレ 92-280 号（Décret n° 92-280 du 27 mars 1992 pris pour l'application des articles 27 et 33 de la loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 et fixant les principes généraux définissant les obligations des éditeurs de services en matière de publicité, de parrainage et de télé-achat）」の第 7 条では、「広告は、未成年者に、道徳的あるいは身体的な害を与えてはならない」と規定しており、「未成年者の経験不足や純真さにつけこんで、商品やサービスの購入を直接教唆すること」などが禁止されている。また第 26 条では、16 歳未満の未成年者のテレビショッピング番組へ出演を禁じている。

報道の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律の第 27-1 条の適用について、また地上波あるは衛星による商業ラジオ放送局に対して広告とスポンサーシップに適用される規則を定める 1987 年 4 月 6 日のデクレ 87-239 号は第 6 条で、「広告は、いかなる場合も、児童・思春期青少年の経験不足や純真さにつけこんではならない」とし、「児童・思春期青少年が、その商品やサービスと直接関係がある時以外は、広告の対象となる商品やサービスの代弁者になること」を禁じている。

通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 14 条は、視聴覚高等評議会（CSA）に、放送されるテレビ広告の対象物、内容と様式の監督を任じている。

また CSA はテレビ放送局宛に未成年者向けのアニメ作品及びフィクションの放送に関与した広告宣伝活動に関する 2006 年 6 月 7 日の勧告 2006-4 号を発し、未成年者を対象にしたアニメ作品やフィクションの番組の放映の際に、その登場人物の画像を使用した商品やサービスを宣伝することについて規制している。

公衆衛生法典第 L5231-3 条は、「14 歳未満の児童に対して、携帯電話の販売・提供、あるいはその使用・利用を促進する目的の広告はすべて、その方法、媒体の如何を問わず禁止」している。これは、頭蓋骨が薄く、神経等脳機能も未発達なため、子供が携帯電話による電磁波の影響を受けやすいとの懸念から、通称「グルネル法 2」、「環境に対する国家の取り組みに関する 2010 年 7 月 12 日の法律 2010-788 号」により制定された。

オンライン賭博・ギャンブル産業の自由化及び調整に関する 2010 年 5 月 12 日、法律第 2010-476 号は第 7 条で、法的に認可されている賭博とギャンブルであっても、その提供業者の広告は、未成年者を対象とした出版物、オンラインのものを含む視聴覚コミュニケーションサービス、未成年が入場できる映画館においては禁止されている。これは少数の例外を除き、富くじを含む賭博、ギャンブルが未成年者に禁止されているためである（次項の「興行」参照）。

これに違反した者は、10 万ユーロの罰金が科せられる。また裁判所は、違法なキャンペーンに要した費用の 4 倍まで罰金の額を設定できる（第 9 条）。また第 7 条で規定される違反行為があった場合、過去 5 年以内に認可された、中毒撲滅を定款とする非営利団体、又は消費法典第 L421-1 条で言及される消費者団体、社会事業・家族法典第 L221-1 条、L211-2 条で言及される家族団体は、民事訴訟で認められる権利を行使することができる（第 9 条）。

1986 年 9 月 30 日の法律第 27 条と 33 条の適用において、広告、スポンサー、テレビショッピングに関する放送局の義務を規定する一般原則を定める「1992 年 3 月 27 日のデクレ 92-280 号」第 8 条は、テレビ放送における度数 1,2%以上のアルコール飲料の広告を禁止している。

公衆衛生法典では、青少年向け出版物における、また水曜日の 0 時から 7 時、その他の曜日の 0 時から 17 時の時間帯以外のラジオ放送におけるアルコール飲料の宣伝・広告を禁止、またポスター、看板、その他オブジェを使った広告は、アルコール飲料の販売に特化した場所（同法典第 L3342-3 条により、両親、又は保護監督責任者の同伴なしの 16 歳未満の未成年者の入場は禁止）に限定している（第 L3323-2 条）。また未成年者に、アルコール飲料の名前や商標を記した物品を、提供・配布することも禁止している（第

L3323-5 条）。インターネットにおける広告は、青少年向けのサイト、非営利団体によるサイト、スポーツ関連のサイトを除き、許可されている（第 L3323-2 条）。

なお、たばこの宣伝・広告は、「たばこの制限に関する 1976 年 7 月 9 日の法律 76-616 号」により全面的に禁止されている。

＜民間による規制＞

フランスでは、広告を監督統制する公的機関はなく、民間の独立機関である広告業界規制機関（Autorité de Régulation Professionnelle de la Publicité 、以下 ARPP）の自主規制により広告倫理の維持を担っている。ARPP には、広告主、広告代理店、メディア、業界団体、市民団体など 1,000 を超える企業・団体が加盟している。ARPP の内部組織を以下に示す。

1. 広告倫理評議会（Conseil de l’Ethique Publicitaire = CEP）：広告に関する社会の変化と予測・分析し、倫理規則の調整を提案する役割
2. 広告調整評議会（Conseil Paritaire de la Publicité = CPP）：広告倫理について、広告業者と市民社会（消費者団体や環境団体など）の間の対話と協力のための機関 11 の民間団体が参与
3. 広告倫理審査委員会（Jury de Déontologie Publicitaire = JDP）:業界ルールに違反

全ての広告に関して、加入メンバーは任意で ARPP に、広告の完成前に職業倫理が遵守されているかどうか確認するための助言を求めることができる。テレビ放送における広告に関しては、テレビ局の広告管理部門の要請により、すべてのテレビ広告は放映前に ARPP が審査し、「良好」「要修正」「放映禁止」のいずれかの意見を表明することになっている。

違反広告に対しては、加盟メンバーの媒体に働きかけ、加盟メンバーが ARPP の決定に従わない場合には、戒告、除名などの処分がある。また広告倫理審査委員会が、放送の即時停止をメディアに要求することがある。

国際商業会議所（International Chamber of Commerce 、以下 ICC）は、国連の諮問機関であり、1937 年の「広告に関する公正慣行規範（Code de pratiques loyales en matière de publicité）」以来、自主規制の指針となる広告倫理の規範を定めている。2011 年 8 月の最終改正を経て、現行の広告とマーケティングコミュニケーションの慣行に関する規範では、その序文に当規範の合目的性の 1 つに「マーケティングコミュニケーションと児童・思春期青少年に関して特に責任を負う」ことを挙げている。第 18 条「児童・思春期青少年」では、「児童・思春期青少年をターゲットにした、あるいは彼らを出演させたマーケティングコミュニケーションは、特に留意しなければならず」、「このようなコミュニケーションは、社会的・積極的な、態度、行動、ライフスタイルを攻撃するようなものであってはいけない」「児童・思春期青少年向けのメディアでは、

彼らに適さない商品の広告はしてならない、また児童・思春期青少年を対象にした商品の広告を彼らに不向きなメディアに挿入してはならない」としている。その他、12 歳未満の子供の個人情報保護に関して特別な注意を喚起する（第 19 条）など。

1. 広告に関する全般的な催告：語彙、市場調査・世論調査、など 2. テーマ別催告：持続可能な発展、人種・宗教・民族、など 3. 媒体別催告：デジタル広告、電話、など 4. 産業分野別催告：自動車、化粧品、など 5. 意見カードなど

ARPP は、この国際商業会議所の「広告に関する公正慣行規範」を典拠に、「催告」と呼ばれる広告倫理規則を発表している。「催告」は以下の 5 種類に分類されている。

5.2 韓国

青少年有害媒体物として、「青少年保護法」第 2 条第 2 号に対応する媒体物の中、「屋外広告物等管理法」に基づく屋外広告物と媒体物に収録・掲載・展示したり、その他の方法で含まれている商業広告宣伝物が次のいずれかに該当する場所に公然と設置・付着、又は配布したり、商業広告宣伝物を青少年のアクセスを制限する機能がないコンピュータとの通信を通じて設置・付着、又は配布してはならない（「青少年保護法」第 19 条第 1 項）。

1. 青少年の出入り･雇用禁止店舗以外の店舗 2. 一般の人が通行する場所

6. 興行

6.1 フランス

県や市町村は、その管轄下にある警察権力を行使することにより、夜間外出禁止令を出すことができ、保護責任のある成人の同伴が無い 13 歳未満の未成年者は、23 時から 6 時まで公共の場への外出を禁じられることがある。この外出禁止令は、公序維持のためにトラブルを引き起こす未成年者に対するものであると同時に、未成年者が被害者にならないようにするためのもので、期間・時間限定で特定の地域に限られ、その地域の状況を考慮して正当と見なされなければならない。（2001 年 7 月 9 日の国務院の判決 235638 号、2008 年 1 月 28 日付で元老院官報に掲載された元老院議員 Jean Louis Masson の質問状 03170 号に対する、2008 年 4 月 17 日付で元老院官報に掲載された内務大臣の解答による）。

公衆衛生法典では、未成年者へのアルコール飲料の販売ならびに無料提供を禁止している（第 L3342-1 条）。また 16 歳未満の未成年者を父母や保護者、あるいは 18 歳以上

の監督責任者の同伴なしに、アルコール飲料販売店に入店させることも禁止している（第 L3342-3 条）。飲料販売店は、その旨を明記したポスターを掲示しなければならない（第 L3342-4 条）。なお、自動販売機により酒類の販売は禁止されており、違反した場合の規定も設けられている（第 L3351-6 条）。

また公立教育機関、私立の学校施設、研修施設、青少年向けレジャー施設やプールやグランドなどスポーツ施設、宗教施設、病院などの「保護区域」近辺（距離は自治体により決められる）では、店頭消費の飲料販売店は、既得権を除き、営業することができない（第 L3335-1 条）。

なお、いわゆる「ディスコ」「クラブ」を特定して規制する法令はなく（騒音、安全性に関するものを除く）、アルコール飲料販売店として、第 L3342-3 条が適用される。

未成年の賭博は原則的に禁止されており、未成年者のカジノへの出入りは、海水浴場、温泉場、保養地のカジノにおけるゲームに関する 1959 年 12 月 22 日のデクレ 59-1489 号（最終改正 2013 年 5 月 12 日）の第 14 条により、禁じられている。各カジノ施設は、その入り口で、一貫してコントロールできる措置を講じなければならない。

1933 年 5 月 31 日の法律第 136 条ならびに 1994 年 12 月 29 日の法律 94-1163 号第 48 条で許可されている富くじの組織と運営に関する 1978 年 11 月 9 日のデクレ 78-1067 号（最終改正 2013 年 1 月 1 日）の第 1 条により、未成年への富くじの販売は禁止されている。また 1985 年の財政法第 42 条で許可されるスポーツ賭博の組織と運営に関する 1985 年 4 月 1 日のデクレ 85-390 号（最終改正 2011 年 3 月 11 日）の第 1 条により、未成年者のスポーツ賭博の参加は禁止されている。

「オンラインカジノ・ギャンブル産業の自由化及び調整に関する 2010 年 5 月 12 日法律第 2010-476 号（LOI n° 2010-476 du 12 mai 2010 relative à l'ouverture à la concurrence et à la régulation du secteur des jeux d'argent et de hasard en ligne）」（最終改正 2014 年 3 月 19 日）では、賭博やギャンブルは、ありふれた取引やサービスではなく、公共の安全と秩序、健康と未成年者の保護の観点から、厳格な規制の対象となっている（第 1 条）として、たとえ、法的に認可されていても、未成年者が賭博やギャンブルに参加することを禁じており、賭博とギャンブルの提供業者は、提供するゲームや賭けへの未成年者の参加を阻止する措置を講じなければならない（第 5 条）。また賭博とギャンブルの提供業者は、未成年者を対象にしたイベントの開催資金を提供したり、スポンサーになったりすることはできないと規定している。

ファッション雑誌「ヴォーグ」の 2010 年 12 月号に、10 歳の少女が濃い化粧に、体の線を強調する衣装、ハイヒールをまとい、高級宝飾品を身に付け、挑発的なポーズを取る写真が掲載され、論争を巻き起こした。それがきっかけとなり、「hypersexualisation」の問題が取り上げられるようになった。

「hypersexualisation」とは、思春期前の 12 歳未満の児童に、早熟と判断される表情、姿勢や服装によって、性的特徴を付与、それを過度に強調することである。

参考画像　『ヴォーグ』フランス版 2010 年 12 月号

この問題に関して、2012 年 3 月 5 日、元老院議員シャンタル・ジュアノ（Chantal Jouanno）は、報告書「過度な性的早熟に対して、平等への新たな戦い（Contre l'hypersexualisation, un nouveau combat pour l'égalité）」を厚生大臣に提出した。その報告書の中で、シャンタル・ジュアノ議員は、「少女たちが、幼いうちから『自分の価値は外見だけで決まる』と思い込むのは好ましくない」と述べている。またこの現象がペドフィリア（小児性愛者）に好都合な環境を作りかねないことを指摘している。

子ども憲章の採用、子どもを性的に表現する映像の販売禁止、外見だけで評価する子ども対象のミス・コンテスト「mini-miss」の廃止を訴える、この報告書を受けて、2013 年 9 月 17 日に元老院で、16 歳未満の少女を対象にしたミス・コンテストを禁止する法案が、2014 年 1 月 24 日に下院で、対象を 13 歳未満に変更し可決され、「男女間の実質的平等についての 2014 年 8 月 4 日の法律 2014-873 号（Loi n° 2014-873 du 4 août 2014 pour l'égalité réelle entre les femmes et les hommes）」第 58 条制定の運びとなった。

それにより、16 歳未満対象のコンテストは事前許可制になり、13 歳未満対象のコンテストは禁止、違反した場合は、1,500 ユーロ以下の罰金が科せられることになった。

＜民間による規制＞

1. 「賭け事は 18 歳になってから」という警告マークを作成、PMU のサイト、PMU の情報媒体すべて、広告、馬券に表示。 2. 毎年 2 万 4 千枚の警告マークのステッカーを、馬券購入の窓口、馬券販売機、場外馬券販売所内のすべての情報案内所に貼付。 3. オンライン賭博では、インターネットアクセスサービスプロバイダ協会（Association des Fournisseurs d'Accès et de Services Internet = AFA）との協力体制で、PMU のサイトはペアレント・コントロールを設定。 4. アカウント登録には、年齢を証明する身分証が必須。アカウントに接続する度に生年月日の入力が必要 5. 非営利団体 E-France と協力体制で、ペアレント・コントロールについて情報と助言を提供

賭博やギャンブルに関してフランス馬券発売会社（Pari Mutuel Urbain、以下 PMU）は、「責任ある賭け事」と名付けられた憲章を制定し、以下の方法で青少年保護につとめている。

6.2 韓国

青少年の興行については、①青少年の出入を完全に禁止する青少年出入・雇用禁止店舗、②青少年の出入は可能だが雇用を禁止する青少年雇用禁止店舗、及び③青少年の通行を 24 時間禁止する青少年通行禁止区域、④青少年の通行時間を制限する青少年通行制限区域などがある。

(1) 青少年有害店舗及び青少年雇用禁止店舗

青少年有害店舗とは、「青少年保護法」の第 2 条第 5 号、「青少年施行令」第 5 条及び第 6 条の規定により、青少年の出入と雇用が青少年に有害と認める店舗（以下、青少年出入・雇用禁止店舗）及び、青少年の出入は可能だが、その雇用が有害だと認める店舗（以下、青少年雇用禁止店舗）を指す。

店舗の区分は、その店舗が営業を行う時、他の法令により求める許可・認可・登録・申告などの可否に関わらず、実際にお行われる営業行為を基準とする（「青少年保護法」第 2 条第 5 号）。

区分	営業
青少年出入・雇用禁止店舗	1. 「ゲーム産業振興に関する法律」による一般ゲーム提供業及び複合流通ゲーム提供業。ただ、二つ以上の業種（一つの機器で、ゲーム、歌の練習、映画鑑賞など多様なコンテンツを提供する場合を除外）を同じ場所で営業する場合として、一般ゲーム提供業及び下記の 2 から 9 までの青少年出入・雇用禁止店舗が含まれていない店舗は、青少年の出入を許可する。

	2. 「射幸行為等規制及び処罰特例法」による射幸行為営業。
	3. 「食品衛生法」による食品接客業の中、タンラン酒店営業及び遊興酒店営業。
	4. 「映画及びビデオ物の振興に関する法律」によるビデオ物鑑賞室業及び制限観覧可ビデオ物小劇場業及び複合映像物提供業。
	5. 「音楽産業振興に関する法律」による歌練習場。ただ、青少年室を備えている歌練習場の場合は、青少年室に限定して青少年の出入が可能。
	6. 「体育施設の設置・利用に関する法律」によるダンス学院業及びダンス場業。
	7. 電気通信設備を備え不特定な人々同士の音声通話、又はテレビ通話を媒介することを主な目的とする営業。ただ、「電気通信事業法」など、他の法律により通信を媒介する営業は除外。
	8. 不特定な人々同士の身体的接触、又は隠密な部分の露出等、性的行為が行われる、又は類似した行為が行われる恐れがあるサービスを提供する営業として、青少年保護委員会が決定し女性家族部長官が告示したもの。
	9. 青少年有害媒体物及び青少年有害薬物等を製作・生産・流通する営業等、青少年の出入と雇用が青少年に有害と認める営業として、次の基準により青少年保護委員会が決定し女性家族部長官が告示したもの。 ① 営業の形態、又は目的が主に成人を対象にした酒・歌・ダンスの提供など遊興接客行為が行われる営業であること。 ② 主に成人用の媒体物を流通する営業であること。 ③ 青少年有害媒体物・青少年有害薬物などを製作・生産・流通する営業の中、青少年の出入・雇用が青少年の心身発達に障害を招く恐れがある営業であること。
青少年雇用禁止店舗	10. 「ゲーム産業振興に関する法律」による青少年ゲーム提供業及びインターネットコンピューターゲーム施設提供業。
	11. 「公衆衛生管理法」による宿泊業、沐浴場業、理容業と以下営業。 ① 宿泊業、ただ、「観光振興法」第 3 条第 1 項第 2 号「ロ」目による休養コンドミニアム業と「農魚村整備法」、又は「国際会議産業育成に関する法律」が適用される宿泊施設による宿泊業は除外。 ② 沐浴場業の中、マッサージ室を設置し営業をしたり、個室を区画して行う営業。 ③ 理容業、ただ、他の法律により就業が禁止されてない男性青少年を雇用する場合は除外。
	12. 「食品衛生法」による食品接客業の中、次の営業。 ① 休憩飲食店営業として、主にお茶類を調理・販売する営業の中、従業員が営業場を離れてお茶類等を宅配・販売しながら、所要時間により代価を受けたり、又はこれを助長・黙認する形で運営される営業。 ② 一般飲食店営業の中、飲食類の調理・販売よりは、主に酒類